

年度経営計画の評価

平成26年度

宮崎県信用保証協会

1. 経営方針

(1) 業務環境

① 宮崎県の景気動向

宮崎県の景気は持ち直しの動きが続いている。先行きについては、各種政策の効果もあり個人消費、生産活動、雇用情勢が総じて上向き基調を辿り、回復に向かうことが期待される。しかしながら、海外景気の下振れなど、県内経済を下押しするリスクに留意する必要がある。平成27年2月に発表したGDP速報値（昨年10月～12月）でも昨年4月の消費税増税後初めてのプラス成長になった。しかし物価上昇に賃上げが追いついておらず個人消費は伸び悩んでおり、本県の個人消費も自動車や住宅など大型商品を中心に消費税増税後の反動減から抜け出せていない状況となっている。

② 中小企業を取り巻く環境と保証の動向

景気は回復局面に入っており県内企業にも少しずつ波及している。しかしながら企業規模別に回復に差が見られ、大企業・中堅企業が順調であるのに対し、中小企業は収支・資金繰りともに底入れ感が見られない状況となっている。

また、県内の社長の平均年齢は、平成26年末時点で58.7歳と過去最高を更新している。一方で、昨年1年間の社長交代率は約3%と過去最低水準となっている。昨年1年間の県内企業の休廃業・解散件数のうち、60歳以上の代表者が約70%と高い水準となっており、「社長の高齢化と事業承継の遅れ」という問題を抱えている状況である。

保証付融資状況では、保証承諾累計額37,597百万円（前年比92.6%）と前年度は持ち直したものの、今年度は再び減少に転じている。また、条件変更金額は30,767百万円（同83.8%）と減少、代位弁済金額も1,375百万円（同42.3%）と減少するも、依然として条件変更金額は多く、中小企業を取り巻く環境はいまだ予断を許さない状況である。

③ 平成26年度の業務運営方針

アベノミクス効果もあり、日本経済は円高・長引くデフレからの脱却に向けての明るい兆しも一部で見られるが、地域の中小企業の多くは、まだ景気回復を実感するにはほど遠い状況である。

その中で、当協会においては、従来の保証業務、債権管理・回収業務は勿論のこと、経営支援・再生支援の更なる機能発揮や、創業支援への対応を行い、中小企業者への幅広い支援に、積極的に取り組んでいくこととする。そのためにも、限られた人材等の資源を有効利用し、組織の再構築を行い、安定的な体制作りが必要となってくるものであり、今年度より延岡支所を本所に統合し、中小企業金融の担い手として中核的な役割を果たしていくこととする。

また、今年5月に予定されている新電算システムの導入に向けての準備が最終段階となっており、引き続きその作業を着実に進め、計画どおりのスムーズな導入が行えるよう進捗管理の強化を行うこととする。

26年度計画	26年度計画の自己評価
<p>2. 重点課題について</p> <p>(1) 保証部門</p> <p>① 保証承諾の増加と債務残高の維持</p> <p>低金利政策下の状況で利便性の薄れている制度融資の見直しについて、地公体や金融機関と積極的に協議し、中小企業者のニーズに合った利便性の高い制度融資になるよう見直しを図ると共に、制度のない市町村にも制度創設を働きかけることとする。また、金利や保証料以外の面でも、保証付き融資が更に使いやすくなるよう、顧客サービスを念頭に検討を重ねることとする。</p> <p>② 創業者や事業承継者の支援強化</p> <p>団塊の世代が高齢化し引退時期を迎えつつある中、廃業による中小企業数の減少が顕在化しており、県内各地でも商店街等の空洞化が問題視され、創業者支援、事業承継支援及び事業再生支援が喫緊の課題となっている。信用補完制度においても保険特例措置等により様々な対策がとられており、当協会もこれらの取組への積極的な対応が必要となっている。</p> <p>③ 保証業務執行態勢の構築</p> <p>平成26年度は、5月に25年ぶりにホストコンピュータのメーカー変更とそれに伴う基幹業務システムの変更を行うこととなっており、端末操作手順や保証料徴収等各種事務が大きく変わるため、新たな業務執行態勢を整え、確実にスムーズな移行が求められている。また、4月には37年続いた延岡支所の本所への統合が実施されることから、大量の保証関連書類の移管を予定しており、移管作業中の書類管理や移管後のデータ整備等に充分配慮し事務事故や顧客サービスの低下を招かぬよう、慎重な対応が必要となっている。</p>	<p>2. 重点課題について</p> <p>(1) 保証部門</p> <p>① 保証承諾の増加と債務残高の維持</p> <p>制度融資の利便性を見直すため、金融機関への訪問や勉強会・情報交換会を行った。その中で出された意見や要望等を基に検討課題をまとめ、プロジェクトチームを立ち上げ対応策を検討してきた。その結果、金融機関との提携保証の見直しを含め3つの新制度創設、1つの既存制度の運用改善を27年度に行うこととなった。また、制度融資のない4つの町村に制度創設を働きかけたが、継続検討事項となり制度創設には至らなかった。</p> <p>② 創業者や事業承継者の支援強化</p> <p>創業者の申込時に、協会単独又は金融機関担当者と同行して面談を行い、実態把握とアドバイスを行ってきた。訪問実績としては、25年度の26件に対し今年度は35件と増加した。また、支援創業者関連保証制度の創設については、現在も継続協議中であり、今後の創設を目指していくこととする。事業承継者支援については、事業承継に係る「みやざき経営アシスト提携専門家による意見交換会」や各種セミナーに延べ33人が参加し、職員の知識向上や情報収集を行い、事業承継者への支援に努めた。</p> <p>③ 保証業務執行態勢の構築</p> <p>26年5月に実施されたシステム変更に関しては、周到的な準備を重ねスムーズな移行を行う事ができた。内部向けには業務別インストラクターの養成とマニュアルの作成・配布、各職員への打鍵研修等を行った。外部向けには金融機関別説明会や案内文書の発送、新書式のホームページ公開等を行った。また、システム環境の整備や新システムに合わせた諸規程の改正等、業務執行態勢の整備も行った。その結果、本日まで混乱も発生せず、順調に推移している。延岡支所の統合に伴うデータ移管と整備については、慎重な対応を心掛け事務事故等なく実施できた。支所統合後は、毎月2回の定時相談会を実施し、顧客サービスの低下を招かない対応を行った。</p>

26年度計画	26年度計画の自己評価
<p>(2) 経営支援部門</p> <p>① 「経営改善計画策定支援事業」の推進</p> <p>平成25年11月、保証付借入が総借入額の50%以上を占めるデータ約3,600件を金融機関に提供した。その結果、約1ヶ月のうちに経営改善計画策定支援事業として取組む138件の回答があった。この事業推進に向け改善計画策定標準モデル（簡易かつ安価版）の為に5土業との協定締結や実務者向け研修会開催を行っているが、取組進捗に遅れが見られる。よって、平成26年度は保証協会側から金融機関に積極的に働きかけ、中小企業者の経営内容の改善を促すものとする。</p> <p>② 経営力強化保証の推進</p> <p>保証料引き下げ等のメリットが周知されておらず、保証利用実績が低迷しており、上記の「経営改善計画策定支援事業」と合わせることで推進を図ることとする。</p> <p>なお、リスク対象者のみならず、事業承継前の経営診断として、また経営悪化となる前の経営診断としても活用を促していくこととする。</p> <p>実際の資金繰り改善策・体力増強策として活用すると同時に、経営者の意識改革も行い、モニタリングを通じて改善意思の継続を狙うものとする。</p>	<p>(2) 経営支援部門</p> <p>① 「経営改善計画策定支援事業」の推進</p> <p>当事業が中小企業の再生支援にもたらす大きな効果に加え、当協会が全国のモデル6協会の一つに指定されたこと等に鑑み、本年度の経営支援策の中心的事業として積極的に推進した。</p> <p>具体策としては、計画策定費用の内、中小企業負担額の半分を協会が補助することで利用を促すとともに、認定支援機関との会議・研修会等に多数出席し事業や補助について説明した。</p> <p>更に、金融機関に対する訪問や文書送付で制度の周知を図るとともに、ホームページや月報にも再三関連文書を掲載し、広報に努めた。</p> <p>この結果、平成26年度中の県内における同事業への利用申請は74件、内協会関与63件（協会関与率85%）となり、年度中の協会の費用補助も35件、3,328千円となった。</p> <p>改善計画策定企業の中には早くも黒字転換や資金繰り改善効果が現れた先も出始めており、今後更に効果が拡大することが期待される。</p> <p>② 経営力強化保証の推進</p> <p>本制度は、「事業計画の実施に必要な事業資金」を支援するために、全国制度として設けられたものである。経営改善計画策定に絡む他の政策保証制度である、プレDIP保証（事業再生計画の作成段階を支援）、経営改善サポート保証（事業再生計画の実行段階を支援）と合わせて推進してきたが、金融調整の内容は一定期間の返済猶予が主流であることや、負債過大が窮境原因である事例が多い事もあり、あまり活用されなかった。</p> <p>実績は、経営力強化保証が9件、176百万円、プレDIP保証制度は実績なし、経営改善サポート保証が5件、215百万円にとどまったが、プレDIP保証と同様に計画策定迄の資金繰り安定の為につなぎ融資を支援する保証は、各種制度により多数実行している。</p>

I 26年度計画の自己評価

26年度計画	26年度計画の自己評価
<p>③ ミラサポの推進</p> <p>当協会は、宮崎県内が活動エリアである「宮崎県産業振興プラットフォーム」と、九州全域が活動エリアである「九州活性化プラットフォーム」の二つのプラットフォームの構成機関となっており、専門家派遣事業を推進中である。当年度も中小企業の経営課題を解決する為に、一層の「ミラサポ専門家派遣」を推進し、併せてミラサポの補完として「協会による専門家派遣」も活用することで、中小企業の経営改善をサポートして行くものとする。なお、ミラサポ推進に向けて、専門家登録や会員増に向けての周知活動等も強化して行く。また、当年度から設置される「よろず支援拠点」との連携も進め、ミラサポとの融合により地域活性化の一端を担うものとする。</p>	<p>③ ミラサポの推進</p> <p>平成26年度中に、当協会がミラサポに推薦していた専門家2名（公認会計士及びアパレル、ファッションアドバイザー）の登録が完了した。</p> <p>その他、年度中にミラサポの操作研修への職員派遣、月報掲載による広報の実施により活動の推進に努めた。</p>

26年度計画	26年度計画の自己評価
<p>(3) 期中管理部門</p> <p>① 初期延滞督促の充実 1～2ヶ月の初期延滞段階で金融機関に対して業況確認を含めた督促を行っているが、更に踏み込み「経営改善計画策定支援事業」への取組を促す事とする。</p> <p>② 「よろず支援拠点」と「みやざき経営アシスト」の連携強化 当年度から創設される「よろず支援拠点」が、通常の経営支援ではできないレベルの支援を行うこととなっている。それに併せて、「みやざき経営アシスト」は、当然に連携を深めサポートしていく事となるが、経営支援と重複する部分を「よろず支援拠点」に委ねるものとし、「経営改善計画策定支援事業」に注力する事とする。</p> <p>③ 認定支援機関と「みやざき経営アシスト」の連携強化 平成25年12月に「経営改善計画策定支援事業」推進の為に専門家（5士業）と協定を締結したが、未だ本格的な活動には至っていない。平成26年2月に認定支援機関及び専門家向けの「実務者研修会」（約200名参加）も開催したが、当年度は専門家（5士業）との間で少人数での研修・勉強会・意見交換会等を適時開催することで、同事業の周知・ノウハウ会得・情報共有等を図り、中小企業者の経営内容の改善を行っていくこととする。</p>	<p>(3) 期中管理部門</p> <p>① 初期延滞督促の充実 初期延滞先への督促は、主に金融機関への現況確認が中心となるが、26年度中の実績は、督促342件（前年度252件）、1,247百万円（前年度2,540百万円）となった。件数の増加が図れるとともに、状況に応じ経営支援機関の活用や金融調整の依頼等を行い、正常化に向けた早めの交渉による努力を行った。 延滞先に督促を行った結果、正常化見込みが91件、407百万円、条件変更見込みが39件、195百万円、静観が124件、314百万円となった。</p> <p>② 「よろず支援拠点」と「みやざき経営アシスト」の連携強化 よろず支援拠点創設以来、双方の会議や研修に参加し、常に情報交換に努めている。 また、経営支援の内容が、「よろず支援拠点」は売上重視で「みやざき経営アシスト」の経営体質改善を中心とした支援と、やや支援内容が異なることから、互いに中小企業を紹介し合い相乗効果が得られる支援を推進している。</p> <p>③ 認定支援機関と「みやざき経営アシスト」の連携強化 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業の推進のために、多くの研修会や会議に出席して連携強化に努めた。みやざき経営アシストと連携協定を結んだ5士業の内、特に税理士協会や中小企業診断士協会との関係が金融調整会議等を通じて深まっており、金融機関も含めて中小企業支援への取り組みがより円滑に行われるようになってきている。</p>

26年度計画	26年度計画の自己評価
<p>(4) 回収部門</p> <p>① 新規代位弁済口の初年度回収額の増加 代位弁済履行前の債務者等との接触及び担保状況の確認に努め、迅速かつ有効な回収方策を立てて実施していく。ケースによっては、代位弁済後、速やかに法的手続きを進め早期回収を図る。</p> <p>② 定期入金先の管理強化 凍結口については現地督促を計画的に行い定期入金先を増やすと共に、定期入金中先については延滞管理を強化し、また裁判による和解等で定期入金の確約を行い底上げを図る。なお、定期入金の相談に応じない先については競売・強制執行等法的手続きを強化し、一括入金や定期入金口の増加を図ることとする。</p> <p>③ 担保物件の流動化 担保物件の管理については引き続き専任担当者による一元管理を行うと共に、担保物件の任意処分及び競売による処分を促進するため、現地に赴き地元金融機関、商工会議所等に買受人の斡旋を依頼する。</p>	<p>(4) 回収部門</p> <p>① 新規代位弁済口の初年度回収額の増加 26年度の代位弁済実績は、227件(147先)、1,375百万円、対前年比42.3%と低水準に止まったことから、初年度回収実績は111百万円、回収率8.08%となった。その結果、25年度初年度回収実績299百万円、回収率9.21%に対し、回収額で188百万円の減少、回収率では1.13ポイントの減少となった。 商況不振による廃業や債務整理を事故原因とする代位弁済のウエイトが増加する傾向の中、早期に相手先と接触・督促し回収方策を見極めるよう努めたが、交渉先が限定される状況でもあり、回収実績の増加には至らなかった。</p> <p>② 定期入金先の管理強化 定期入金における26年度の回収実績は、229百万円と、前年度実績245百万円に対し17百万円の減少、対前年比93.2%となった。 定期入金先の管理については、毎月入金状況を確認し、入金がない場合は速やかに督促状を発送し、先方の状況を確認しながら入金遅延解消・増額入金を申し入れた。 COMMONシステム稼働後の26年10月より定期入金交渉結果の集計を開始し、下期実績としては、32先、月額849千円の誓約を取り付けた状況である。</p> <p>③ 担保物件の流動化 物件処分による26年度回収実績は、任意処分189百万円(対前年比52.4%)、競売配当115百万円(同46.7%)、合計304百万円となった。 担保物件の管理については、管理課長を一元管理担当とし、任意売却・競売等の処分状況の把握に努めた。管理担当者をメンバーとする「担保物件流動化会議」を26年度は3回開催した。物件処分による回収方針としたものが41件(任意処分推進24件、競売申立17件)となったが、上半期における競売申立件数が低調であったことなどから、年度内の物件処分による回収実績は低調なものとなった。</p>

26年度計画	26年度計画の自己評価
<p>④ サービスの活用・管理 委託案件の回収管理状況を定期的を確認するとともに、以降の取組方策を協議し、新規委託の実施と解除を行う。</p> <p>⑤ 求償権消滅保証等の推進 事業再生の途上で、信用保証協会の求償債務を有する中小企業者が、運転資金等の調達に困難が生じる場合の事業再生を図る求償権消滅保証であるが、求償権回収促進のために他部門と連携し、この求償権消滅保証の対象先を拡大するとともに、私的整理等において保証人に対し、「債務の一部免除」を行うことにより弁済意識を高め、回収額の増加に繋げる。</p>	<p>④ サービスの活用・管理 26年度の回収実績は、118百万円となり、対計画比107.1%、対前年比105.0%と好調な結果となった。 委託求償権の管理状況については、26年11月末に委託求償権1,907件全件を調査した。交渉膠着状態の求償権件数割合が361件（構成比19%）と、前回調査時点より166件の減少になるなど、管理状況は大幅に改善した。 なお、26年度新規委託は、例年同様、無担保求償権を主体に132件、485百万円を行った。その結果、年度末委託求償権残高は1,887件、7,574百万円となっている。</p> <p>⑤ 求償権消滅保証等の推進 26年度においては、求償権消滅保証及び一部弁済による保証債務免除の実績はなかった。 求償権消滅保証については、26年11月に対象候補先1先を抽出し、相手先の近況等確認作業中である。 一部弁済による保証債務免除については、相手先との交渉手段として用いてはいるが、実現したものは無かった。 なお、事業再生に関する取り組みとしては、1先に対し求償権放棄を実施し、142百万円の回収を行ったうえで138百万円を放棄した。</p>

26年度計画	26年度計画の自己評価
<p>(5) その他、間接部門</p> <p>① コンプライアンス確保のための取り組み強化 コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する内部研修及び啓発活動を計画的に行う。また、職員の意識を高めるために、毎月コンプライアンスチェックシートを実施する。</p> <p>② 事務リスク発生の防止を図る内部研修会の実施 国や地方自治体が中小企業資金繰り対策として創設または改正する信用保証制度等について、協会内部の職員に対して周知・理解を目的とした研修会を実施し、事務リスクを防止することに繋げるとともに、関係先への広報を行う。信用保証料や信用保険料及び信用保証の諸問題をテーマとする内部研修会を毎年度実施し、職員の習熟度を高めていくこととする。平成26年度移行予定の新電算システムに関する内部研修を実施する。</p> <p>③ 個人情報保護の取り組み強化及び情報セキュリティの厳格化 協会内の個人情報保護体制を厳格に施行し、個人情報保護の取扱いを一層徹底するとともに個人データの適正管理を行う。また、規定に基づき定期的に個人データ取扱状況に係る点検・監査を実施し、チェックを行う。システムやPCのセキュリティ管理については、日常的に監視を行い、情報漏洩やシステムトラブル が起きないように対策を講じておくこととする。</p>	<p>(5) その他、間接部門</p> <p>① コンプライアンス確保のための取り組み強化 コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス委員会を5回、事務リスク管理委員会を6回開催。コンプライアンス担当者会議も2回実施した。 毎月、役職員全員に対しコンプライアンス・チェックシートの提出を実施し、モニタリングの充実に努めた。 内部研修による啓発活動については、年6回程度とする計画に対して、常勤監事・業務部次長1回、監査室長4回、代位弁済課長1回、外部講師4回、計10回の研修を実施し、積極的に活動した。 外部研修会への参加については、年1回程度とする計画に対し、経営監査室長が連合会主催の研修に1回参加し、その内容を内部研修に活用した。</p> <p>② 事務リスク発生の防止を図る内部研修会の実施 監事による企業のグループ管理、業務部による保証料、管理部による早期事故・創業案件の諸問題、さらに日本政策金融公庫職員による特例保険等に係る研修を実施し、事務リスクの防止を含めて職員の業務知識の向上に努めた。</p> <p>③ 個人情報保護の取り組み強化及び情報セキュリティの厳格化 個人情報保護体制については、隔月提出される各部からの個人データ取扱点検票の点検結果報告書のチェック、及び27年2月～3月にかけて各部の内部監査を実施し、適正管理を行った。また、毎月報告されるPCのセキュリティ管理状況を点検し、個人情報並びに情報セキュリティの厳格化に努めた。</p>

I 26年度計画の自己評価

26年度計画	26年度計画の自己評価
<p>④ 内部監査の充実 法令、諸規程等の遵守状況や適正な事務処理の確認にとどまらず、体制面で問題となる事象までを含めて検証を行うこととする。現在のルール（事務処理方法）が適正かどうかという基準自体の見直し等も視野に入れた内部監査を実施する。常勤監事による監査での指摘事項について、内部監査でフォロー監査を行い連携を図る。</p> <p>⑤ 平成26年度予定の新電算システム導入への取り組み 平成26年度に予定している新電算システム導入のため、スムーズな導入ができるよう取り組んでいくこととする。</p> <p>⑥ 人材の育成 全国信用保証協会連合会の主催する研修への参加、加えて関係機関の研修及びセミナーへの参加によりスキルアップを図るとともに、各種内部研修も行い、多様な知識、幅広い視野をもつ職員の養成に努めることとする。</p>	<p>④ 内部監査の充実 内部監査規定に基づいて、26年10月から12月にかけて、各部の内部監査を実施したが、特段の指摘事項はなかった。常勤監事による監査による指摘事項等についてはフォロー監査を行い連携を図った。</p> <p>⑤ 平成26年度予定の新電算システム導入への取り組み 24年度に移行プロジェクトチームを設置し、新機能への対応、諸規程の変更、内部インストラクタの育成、運用マニュアル作成を目的に取り組んできた。26年度には諸規程、マニュアル、事業継続計画が完了し、関係機関への周知を経て、同年5月に稼働した。その後のシステム障害もなく、7月にシステム経験者を採用し、更なる安定稼働を図った。</p> <p>⑥ 人材の育成 全国信用保証協会連合会の主催する研修へは、職制に応じた階層別研修へ4名、業務研修に2名、課題別研修に5名が参加し、ほぼ計画通りに受講できた。更に保証協会の業務全般のスキルアップを目的とした信用調査検定は年々受講希望者が増えており、26年度は9名が受験している。また信用保険やメンタルヘルス、動産評価を目的とした関係機関の研修にも6名が参加し、協会内では業務知識向上の研修を2回開催しており、各職員の業務知識向上に努めた。</p>

I 26年度計画の自己評価

平成26年度のコンプライアンスについて

項目	具体的な取り組み	実施状況
役員の具体的な活動	① 新年度挨拶、幹部・課長会等での取り組み姿勢の表明・啓発	適 宜 実 施
	② 役員・部長との定例連絡会議を通じたコンプライアンス態勢の徹底	
対外広報の充実	① 平成26年度版ディスクロージャー誌への掲載	26年9月発行
	② ホームページへの掲載	適 宜 実 施
コンプライアンス統括部署の活動	① コンプライアンス委員会の開催	5 回 開 催
	② 事務リスク委員会の開催	6 回 開 催
	③ コンプライアンス担当者会議の開催	2 回 開 催
	④ コンプライアンス・プログラムの実施と進捗管理	随 時 実 施
	⑤ コンプライアンス・チェックシートの実施	毎 月 実 施
研修・啓発活動	① 内部研修の実施 役職員に対する研修の実施 (1) 外部講師等による研修 (2) 業務知識向上のための研修他	10 回 実 施 監事・業務部次長1回 監査室長4回 代位弁済課長1回 外部講師4回
	② コンプライアンス等に係る外部研修会への参加	1 回 参 加

コンプライアンス違反行為及び不祥事等

なし

苦情報告について

1件

3. 事業計画について

企業規模別に回復に差が見られ、中小企業は収支・資金繰りともに底入れ感が見られない状況となっている。そのような中、当協会は、平成26年度経営計画に基づき、経営支援・再生支援の更なる機能発揮や、創業支援への対応を行い、中小企業者への幅広い支援に、積極的に取り組んだ。

保証承諾は、低金利競争による保証料の割高感に加え、これまで保証需要を牽引してきた再生可能エネルギーの買取制限等の環境変化を受けて、37,597百万円（前年比92.6%）に減少した。保証債務残高は、代位弁済の減少等により下げ止まり感は見られたものの、保証承諾の減少や早期償還の増加もあり、99,129百万円（前年比95.5%）に減少した。代位弁済については、大口の代位弁済が減少した事に加え国の政策効果や「みやざき経営アシスト」による支援機関と連携した支援の効果もあり、1,375百万円（前年比42.3%）、と大幅に減少した。回収は、人的・物的保全に依存しない保証の増加に加え、不動産売却による回収が低調に推移したことにより、805百万円（前年比68.1%）となった。

4. 収支計画について

経常収入については、保証承諾や保証債務残高の減少により保証料は減少したものの、責任共有負担金の増加により、1,512百万円（前年比98.6%）となった。経常支出については、責任共有負担金納付金が増加したものの、支所統合等に伴う人件費・事務所維持費等の業務費の減少や、システム移行に伴う最終費用である雑支出の減少もあり、1,362百万円（前年比99.33%）となった。以上により、経常収支差額は151百万円（前年比93.22%）となった。

経常外収入については、求償権償却準備金戻入が増加したものの、回収金、保証債務残高、代位弁済の減少により、2,801百万円（前年比88.7%）となった。経常外支出については、代位弁済減少による求償権償却や求償権償却準備金繰入が大幅に減少した事により、2,753百万円（前年比82.5%）となった。その結果、経常外収支は48百万円のプラスとなった。

経常収支差額151百万円と経常外収支差額48百万円を合計した収支差額198百万円に、制度改革促進基金取崩額74百万円を合計した当期収支差額は、272百万円（前年比272.0%）と増加した。

5. 財務計画について

当期収支差額の272百万円は、定款第8条第2項に基づき収支差額変動準備金に136百万円を繰り入れ、残余の136百万円を基金準備金に繰り入れた。その結果、平成26年度末の基本財産は13,320百万円となり、収支差額変動準備金の残高は、1,606百万円となった。

1. 業務環境について

低金利環境がこのまま続くとは考えられないが、保証協会や信用保証がなくなるとも考えられない。どのようにして調和していくか、今後も検討を続けていただきたい。

2. 重点課題について

(1) 保証部門

新制度の創設を行い利用企業者数を広げていく取り組みは評価出来る。

全国的に後継者不足が顕著で、宮崎も同様の状況にありながら、M&Aの窓口になるような機関が少ない。保証協会としても、その現状を認識してもらい、M&Aの橋渡しが出来るような支援をしていただきたい。

(2) 経営支援部門、期中管理部門

「みやざき経営アシスト」の効果もあり、宮崎は経営支援が活発になってきている。今まで以上に支援機関と連携して、事故案件を増やさないようにしていただきたい。

(3) 回収部門

サービサー委託案件の回収進捗管理を、現在の年1回から3ヵ月1回程度とするなど、効率的な運用を検討していただきたい。

(4) その他間接部門

コンプライアンスの面については、昨年同様細かくチェックされていると評価出来る。

3. 総括

経営環境が厳しい中、積極的に業務に取り組んでいることは評価出来る。

但し、金融機関の競合や低金利環境の中、保証承諾や債務残高は減少しており、協会収支が厳しくなっている。保証協会の役割が変わってきており、信用保証だけでなく、経営改善策定事業や経営支援強化促進事業を活用して、中小企業の経営改善や再生を行い、事故の抑制に努めていただきたい。